

2

幼稚園（新制度未移行）を利用されている人

認定こども園や子ども・子育て支援新制度に移行した幼稚園は、P7をご覧ください。

1 保育料の無償化

無償化により、満3～5歳児クラスの入園料・保育料が25,700円/月まで無償になります。預かり保育料（右記3を除く）、給食費（右記4を除く）、教材費、行事費、バス送迎費などは無償化の対象となりません。

子どもの年齢・認定	保育料	
満3～5歳児クラス 新1号認定	25,700円/月を上限に無償化※	預かり保育料は無償化対象外
3～5歳児クラス 新2号認定		11,300円/月を上限に預かり保育料の無償化
満3歳児クラス 新3号認定		16,300円/月を上限に預かり保育料の無償化

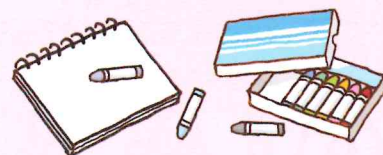
※原則として現物給付（市が施設に支払うことで保護者が負担しなくて済む）となりますが、幼稚園所在地の運用方法などにより施設によっては償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から給付を受ける）の場合があります。

2 無償化を受けるための認定

幼稚園を利用している人が無償化を受けるためには、新1～3号認定（施設等利用給付認定・P3の左上部も参照）のいずれかの認定を受ける必要があります。

対象者	認定区分
預かり保育の利用を希望しない人 （下記新2・3号認定の対象にならない場合を含む）	新1号認定
3（年少）～5（年長）歳児クラスで <u>保育の必要性がある人</u> （預かり保育の無償化を希望する人）	新2号認定
満3歳児クラス※（3歳の誕生日から最初の3月31日まで）で <u>保育の必要性がある人のうち、住民税非課税世帯である人</u> （預かり保育の無償化を希望する人）	新3号認定

※満3歳児クラスはプレ保育とは異なります。すべての幼稚園が実施しているものではありません。



3 預かり保育料の無償化

市から「保育の必要性の認定」（新2・3号認定）を受けた場合に、預かり保育料について月額450円を上限に、11,300円/月（※満3歳児クラスの新3号認定の場合は16,300円/月）まで無償（償還払い）になります。（無償化される額は450円×利用日数が上限額となります）

▶対象になるには

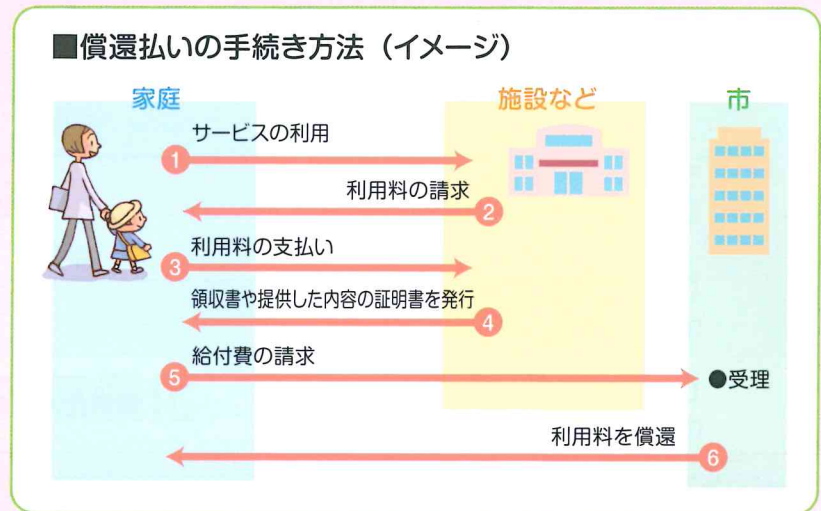
左記のとおり、新2・3号認定を受ける必要があります。必要な書類を準備して申請してください。

▶預かり保育の実施時間等が一定基準未済の場合（詳細は市のホームページをご覧ください）

認可外保育施設なども併せて無償化の対象となります。複数利用の場合も、無償化の上限は11,300円/月（上記※は16,300円/月）です。

【無償化給付の受け方】

償還払い（いったん保護者が費用を支払い、後から給付を受ける）

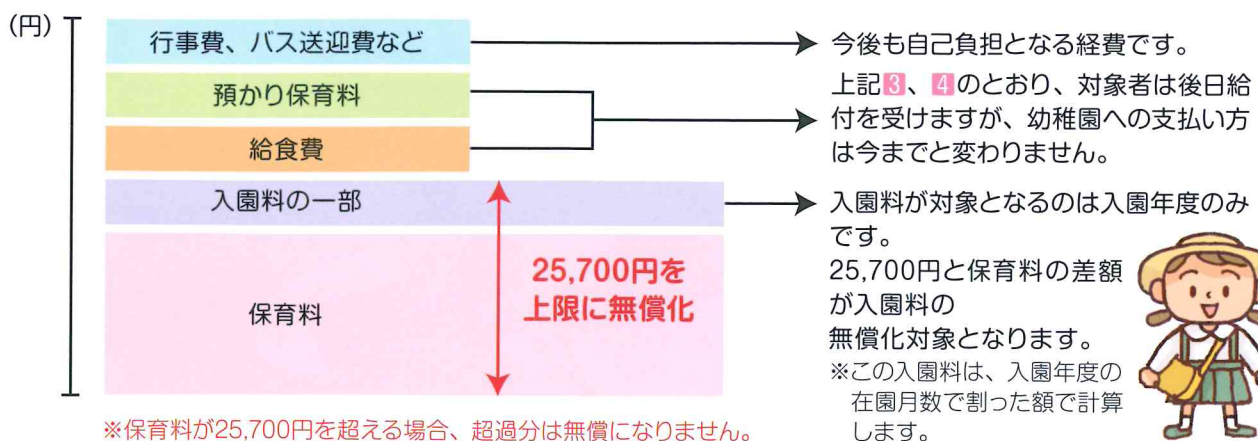


4 給食費の支払い方

給食費は無償化の対象外となりますので施設にお支払いいただきます。ただし、年収360万円未満*相当世帯及び小学3年生までの第3子以降は副食費が無償になる補助制度があります（償還払い）。補助を受けるには申請手続きが必要です。 ※実際には市民税所得割額で算出します。

	保育料
主食費（ごはん・パン・めんなど）	保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）	保護者負担

■幼稚園の保育料無償化のイメージ（月額）



3

保育園等を利用されている人

認定こども園の利用者（保育利用）を含みます。これらのサービスを受けるには、保育の必要性があり、現2・3号認定（P3）が必要です。

1 保育料の無償化

3～5歳児クラスの保育料が無償となります。なお、延長保育料、教材費、行事費、給食費などは無償化の対象となりません。


子どもの年齢	保育料
3～5歳児クラス	無償
0～2歳児クラス 住民税非課税世帯の場合	
0～2歳児クラス 住民税課税世帯の場合	無償化対象外



- 多子世帯の保育料負担軽減は、兄弟の保育料が無償化されても第2子半額、第3子無償となります。
- 企業主導型保育施設は、同程度の無償化が図られます。利用している施設にお問い合わせください。

2 給食費の支払い方

3～5歳児クラスの給食費は無償化の対象にはならないため、実費徴収として保育園などにお支払いいただきます。

	3～5歳児クラス	0～2歳児クラス
主食費（ごはん・パン・めんなど）	給食費として保護者負担	保育料として保護者負担
副食費（おかず・おやつ・ミルクなど）		

- 給食費の額は施設から示され、施設に対して支払います。
 - 年収360万円未満*相当世帯及び未就学児における第3子以降は、副食費の支払いが免除されます。
- *実際には市民税所得割額で算出します。

